

令和4年11月15日

学生各位

学長 木村 務

新型コロナワクチン接種に係る公欠の取り扱いについて

新型コロナワクチンの接種については、従前においては接種の場所や機会が限定される場合が多かったため、接種しやすい環境の整備や感染拡大防止を図る観点から、面接授業及びリアルタイム方式の遠隔授業に限り、接種に要する時間を含めた期間を「学長が特に認める場合」に該当するものとして公欠の理由として認めていたところです。

しかしながら現状では、集団接種や各医療機関等での個別接種の予約について、授業や試験等に極力影響しない範囲で接種日を選択することが可能と想定されることから、接種等に係る公欠については今後下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、感染拡大防止にはワクチン接種が効果的とされていることから、自身のため、また、周囲の方を守るためにも引き続き計画的に積極的な接種をお願いします。

記

1. 新型コロナワクチンの接種にあたっては、授業や試験等に影響がないよう計画的に行うものとし、この通知以降（通知の日以前に接種予約している場合を除く）、同ワクチンの接種に要する時間については、授業の実施方式に関わらず、原則として公欠の対象とはなりませんので留意してください。
2. ワクチン接種に伴う副反応が発生した場合は、接種日の翌々日までの期間（接種日は含まない）は症状に応じ公欠の対象となる場合がありますが、極力授業等に影響しないよう計画的に接種を行ってください。なお、副反応が3日以上継続するなど重篤な場合や、副反応による体調不良かどうかが判然としない場合は、必ず大学へ事前連絡のうえ、医療機関を受診するなど必要な対応をとってください。

(接種後の副反応等に関する相談窓口) 長崎県ワクチンコールセンター0120-764-060 (24時間)
(参考通知) 出席停止判断の目安について→ <https://sun.ac.jp/files/libs/54997/202210031452048063.pdf?1666835251>
3. 基礎疾患を有し主治医の指示がある場合など特別な理由がある場合には、医師の診断書や指示書等それを証する書類を提出することで、接種日を含めて公欠の対象となる場合があります。